

格神講傳書

特 258

692

0|1|2|3|4|5|6|7|8|9|⁸7|⁰1|2|3|4|5|

始



特258
692

他見嚴禁

格神講傳書



神道天行居

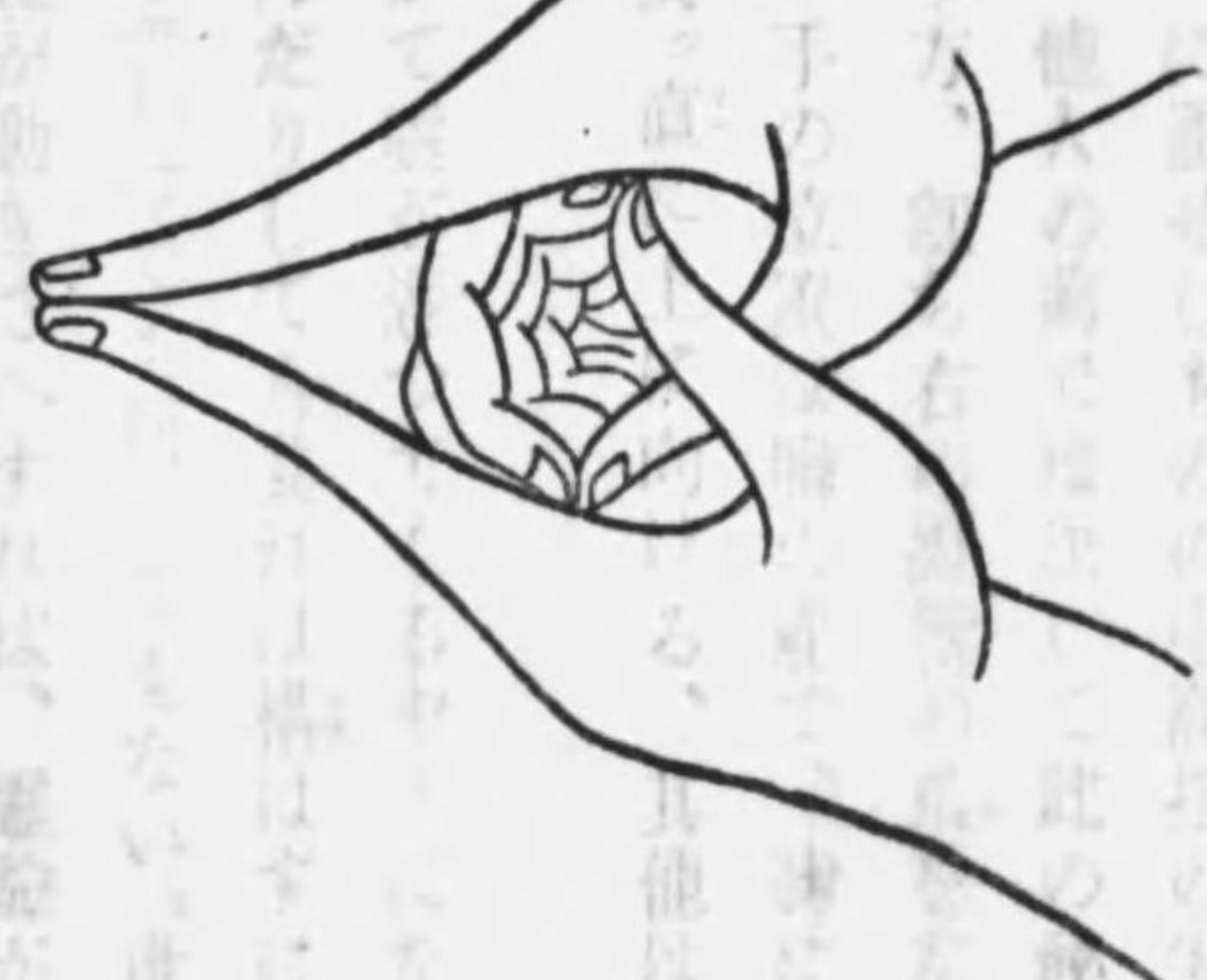
拜啓 愈々御清穆奉賀候、貴下今般「格神講」に入講せられ候に就ては、格神講規則第九條中の（イ）（ロ）（ハ）（ニ）等に就て左に説明致し候

「鎮魂歸神の祕印」の圖は御熟覽の上にて必ず御焼棄被下度候

如何なる祕事神法と雖も手品に非ず候間、其のタネを受けて行へば直ちに一ぺんにて成就するといふ譯のものに非ざるは申す迄も御座なく候、要するに充分に其の原理を諒解すると同時に、至誠を以て專修を積み行かざる可らず候、至誠と專修、くれぐれも御銘肝可然候、之に順ふ者は必ず成就し、之に順はざる者は成就せず、試みに一度か二度修して直ちに拠棄するが如き人は問題外なること申す迄も無き儀に御座候

左記各項はすべて簡単、明瞭、平易を旨として記し候間一字々々御心讀被下度、幽玄微細の理論は特に之を避け置き候、尙ほ『天行居出版物』等反覆御精讀被下度候

神道天行居創立者 友 清 歡 眞



目次

- 一、鎮魂歸神の祕印
一、將城奈我の法
一、魂布禰^{ナメ}の術
一、靈學祕言四種
一、奥傳
一、完^シ傳
一、神傳祕書
一、百百氷籤
一、首首釋呂^ロ



鎮魂歸神の祕印

祕印の組み方は別圖の通りである、「靈學筌蹄」に記せしものの中高指の尖と拇指の尖とを密着せしむる處だけが祕事となつてゐる、他人の前では決して此の祕印を組まず「靈學筌蹄」に記して置いた通りの普通の組み方、即ち右の拇指の爪を左の拇指の尖で軽く押へる處の組み方だけにして貰ひたい、手の位置は胸の前で、胸に着けず胸と手と二寸位の間を置き、組み合せた食指は眞^{マツ}直^{タマ}に上に向ける、其他は「靈學筌蹄」を参照せられたい。

其の始めの間は右の様にせねばならぬが、やがて靈が憑つてくるやうになつて、自然に組み合せた手が色々に動いたり、身體が飛んだりしても其れは構はずに動くまゝにしておけば宜しい、併しその動くのが可いといふわけでも何んでもない、世間の半普通の色々の所謂靈術屋先生が、手が動いたり身體が動きさへすれば、靈験があるやうに考へて居るのは滑稽な話で、手や身體が色々に動くのは所謂稻荷下げでも法華でも普通の靜坐法をやつて居ても動く人は動くので、眼中におく程のものでも何でもない、これは或る一つの道程に過ぎない、斯くして段々と進んで行く人もあるし、手や身體

も少しも動かずして、何等の異状なくして進んで行く人もあり、千態萬様辺も一々茲に説明し盡されるものではない。

印の結び方などは要するに精神統一の手段に過ぎないので何うでも宜しいなどと言ふ者あらば其れは所謂催眠術屋流の一知半解の徒である。眞の神傳又は仙傳の印はその印。そのものが靈機となるので言はゞ神界との約束の契符とも謂ふべきものである、祕言の如きも亦た然りで、輕々に取扱ふべきものでない、固より印にしても祕言にしても其人の靈が第一で、其人の靈と相俟つて靈験を煥發するものである。

尙ほ一言して置きたいのは、靈學を修する人は掌は特に大切に清潔にして頂きたい、汚れた時には洗ひさへすれば（即ちミソギであるから）清淨になるから必ず洗はねばならぬ、印を結ぶのでも突嗟の場合、已むを得ない場合は別として、必ず洗つてからにして貰ひたい、殊に寝床に入つてから指頭^{指先}を汚さない様に注意して頂きたいものである。

將城奈我（息長）の法

此法を修するに水晶の玉を一個用意しておく、これは何處の水晶屋にでもある、大

都市の水晶屋（天行居本部にも用意しあり）に照會すれば幾らでもある、直徑八分から一寸二分位のものを使用するのである、一寸二分位のものが結構であるが、八分位のものでもよろしい。

息長^{息長}の法は朝を以て修する、太陽の出るのを待つて行ふ、（曇天雨天などは矢張り其の時刻に太陽のある位置に太陽のあるものと觀念して行ふ）先づ太陽の出る方面に向つて姿勢を正し、両手は臂^臂を張つて掌は開いたまゝ左右の腰に着ける、（朝日の差込む座敷ならば正坐して行ふ、戸外か山上ならば起立して行うてもよろしい）少し身體^{身體}を左に向けて大きく息^息を吹き出す事四度、次ぎに身體を右に向けて大きく息を吹き出す事四度、それより正しく太陽の光線を鼻孔から吸ひ込む心持ちで徐かに／＼長く／＼吸ひ込む、吸ひ込まれるだけ吸ひ込むと、今度は口腔から徐かに／＼細く／＼長く／＼息を吹き出す、これを繰り返すこと十八回する。（以上は眼を開いたまゝである）

右の十八回の深呼吸が終ると、懷中から水晶の玉を取出して左の掌に載せ、右の掌は左の掌の下に重ねて下腹^{下腹}（臍より一寸位下）へおく、そして心持ち首を前に垂れて臍下の掌上にある水晶球を視凝めること四呼吸（普通の呼吸）にして眼を閉ぢ、眼を

閉ぢた儘で其の水晶球を心眼で見ようとする、始めの間は巧く行かぬから時々眼を開いて水晶球を見てもよろしいのである、時間は隨意で二十分三十分閒位ゐ之を續けるのである、それで息長の法は終るので、毎朝之を修する。

太陽の光線を吸ふといふ事には深いわけがあるので、普通の深呼吸とか食道呼吸とか云ふものとは全然精神を異にして居る、此の太陽系中に於て一切の活力の根源、靈の元は太陽であつて太陽が高天原である事だけを一言しておく。

又た水晶を視凝めると云うても、西洋の水晶凝視法とは違ふ、水晶面の靈象を見出すの法は余は之を邪法として排斥する、兎に角此の息長の法は本田先師が神傳によつて得られたもので、吾々が輕々に批評し去るを許さないものと信する。

魂布禰の術

先づヒナガタによつて圖面を作ることから言へば、普通新聞紙一頁大の紙を真ツ黒に塗る、そして正圓形の白紙を黒い紙の上部に貼りつけて、それにヒナガタの通りの文字を書く、此の圖面を作るのは一切他人の手を煩はさず一切修行者自身が作製せねばならぬ、正式には自分の生れた日、その現住地の產土神に參拜して至心に祈りを罩め

その日の中に作製するのである、生れた日と云つても月は變つても宜しい）白い圓形の大きさに（イ）（ロ）は金尺の徑四寸、（ハ）は六寸、（ニ）は八寸である、此の四葉の圖は不淨の處に置かぬ様に祕藏し、不要になつたら自ら焼き棄てねばならぬ。

圖面の文字は神代文字の一種であるが、平田翁等の調査編纂せられたるものと照らし合せてみると、少し違ふ處があるけれどこの文字は本田先師が最も正しと認められたものであるから其の儘これに隨つておくのである、（イ）の中の文字はアと讀む、（ロ）の中の文字はチ、（ハ）の中はアチ、（ニ）の中はアチメである、これには色々の意義があつて、平田翁などは神樂歌の研究でアチメは天宇受賣命のウスメと通ふものではあるまいかなど考へて居られるが、一つの意義は、アは天、チは地、メは開であるから先づ其の積りで居らるれば宜しい、専門に言靈學をやられる方は別に御研究になれば宜しい、要するに神人感合の扉を開くの意義である、此の神字を書くには硯を洗ひ筆は必ず新らしきものを用ゐ、肉太に黒々とハツキリ書くのである、但し小さい筆で提灯屋のやうに何度も繪取つて書いても差支へない、成るべく肉太に線の大きさを同じやうに念を入れて書き込むのである。（正式には自分の生れた日に產土神に祈願して其日に書き上げると言つたが、下の新聞紙一頁大の黒い紙は何日作製して置

いても宜しい、白い圓形の紙に神字を書き込む事だけを生れた日にと言ふのである。密教の阿字觀などに似通つたもので原理に二つは無いと言ふ様な小理窟を並べてアチメの文字を他の文字に換へてみたりする様なことは大禁物である、必ず此傳の神字に絶對の、敬虔の念を拂つて正直に素直に修して行かねばならぬ、それでないと魔縁のものが憑つて来て、假りに多少の所謂不可思議現象が顯現される様になつても結局それが世の中の爲めにも道の爲めにも國家のためにも本人のためにもならなくなるから、克くくく此點に注意して頂きたいのである。

扱、始めは先づ（イ）の圖一枚に就て修行する、時刻は何時でも宜しく、又た一日に一回でも二回でも宜しい、四回までは妨げないとしてある、併し無論これは室内で修するが、光線の具合を色々各自に工夫して按排しなければならぬ、餘りに明る過ぎるもの不可ないが薄暗くしては宜しくない、これは屏風などで色々と各自に工夫して見られると自から加減が分つてくるものである、先づあまりにキラ／＼しない程度の明るさで、心持ち薄暗い位ゐにするのである、場所は先づ床の間がよろしい、右の圖面を丁度掛軸のやうに懸ける、壁にピンで留めても宜しい、高さは其の前に正坐して自分の顔と白い圓形とが相對する位ゐにするのである。

修行者は成るべく袴を着けて、キチンとした服装で口と手を洗ふことは申す迄もない、それから此の靈圖の前に行つて、金尺の約四尺を距て、正坐する、兩臂を張つて掌を左右の膝の上にキチンと置き、充分に氣を鎮めてから此の圖面に向つて天津祝詞を一度奏上する、正式には臍下丹田から力のある聲を出して一心不亂に奏上するのであるが、隣室に遠慮の人があつたりすれば、口の中で唱へても宜しい、但し至誠を以て唱へるべき事勿論である、祝詞を奏上した事のない人は、最寄の神社で神職の奏上するのを聞けば見當がつくが、先づ初心の人は節や調子に拘泥せず、至誠を以て奏上すれば宜しい。

（祝詞は天行居發行のものによられたし）

此の祝詞を奏上する前には頭を下げて拍手を二回し、終つて又た拍手を二回して頭を下げる、次ぎに閉目して歸神の姿勢（姿勢は鎮魂と同じ）を取り、胸前に歸神の祕印を結ぶ、そして息長の法の條に説いたところの深呼吸を八回して普通の呼吸に歸り、眼を開いて白圓の中の神字を眼に力を入れて見つむること約二十秒乃至一分にして、神字の周圍に微光を放つを見る、その時直ぐに其のまゝ眼を瞬きせずして黒紙の下部の中央に移す、すると神字が下部の黒紙の上に炳現する、炳現すると直き消えて終ふか

ら、消えたら又た閉目して深呼吸をすること八回、そして又た前の様に眼を開いて修する、これを繰返すこと三回までは宜しいが、一時に二回以上は禁じてある。右を二回乃至三回修すると、今度は閉目して（掌は歸神の祕印を結んだまゝ）普通の呼吸に返り、一呼吸毎に少し宛身體^{うつし}が浮き上つて段々と上に昇り、屋根を突き抜けて次第々々に雲を分けて昇り、遂に青雲の中に入り更に青雲の中を際限なく昇つて行くと觀念する、そして息を吐く時には身體が心持ち前に傾くやうにし、息を吸ふ時には身體が心持ち後ろに伸るやうにする、又た呼吸毎に上に昇るといふことを觀念するのが大切なので、余の経験では息を出す時よりも吸ふ時にスーと身體が昇つて行くやうに感ずる、これは少しあ慣れてくると造作なく行れるものである、これを積んで行けば必ず靈感を得始める。（此の時間は隨意、二十分でも三十分でも四十分でも一時間でも宜しい、たゞ神字の炳現だけは一時に三回以上は禁じてあるのである）

（イ）の圖が充分に炳現するやうになれば、次ぎの日には（ロ）の圖を以て修する、（イ）が巧く行けば（ロ）も容易である、（ロ）が自在になつたら次ぎの日には（ハ）の圖をかけて行つてみる、方法は皆な同じ事である、（ハ）がやれる様になつたならば（ニ）をやつてみる、假りに神靈といふことを別問題として精神を統一するといふ點だけで言つ

ても、此の魂布禰の術に超したものはない、幸ひに此法を得たる人々は不撓不屈に修觀を積んで貰ひたいものである、進んで永續的に修行するには神代文字の代りに天行^天居^居の靈章を書いて行ふ、靈章は左の如し。その場合は圓の大きさは隨意である。（天・行・居・の・靈・章・に・就・て・は・『天行林』・『古神道祕說』等參看のこと）



靈學祕言四種

(一)

祕 言

- アチメ オオオオ
 (タカアマハラニ イテリトホライ シヅマリ井マス アマテラススメオホミカ
 ミマタノミナハ オホヒルメムチノミコトノカムミタマ アメツチヨモニ)
 キユラカスハ
 (ゲニマスミノカガミ ツギニヨノオスクニヲシロシメス ツキヨミノオホカミ
 マタノミナハ カムスサナウノミコト ミタマハヨモニ)
 サユラカス
 (スメオホ)
 カミハカモ
 (シタマヒヌ ヨロヅノミタマ ヒツキノ)
 カミコソハ
 (イトタフトク マシマシケレバ オホミ)

キネキコウ

(ココニオホカミ オホミタマ サヅケタマヘバ ワガミ スナハチ カミニヒ
トシ カミニヒトシキミタマコソ アメツチヨモニ)

キユラカス

(二)

アチメ オオオ
ノボリマス トヨヒルメガ ミタマホス モトハカナホコ スエハキホコ

(三)

アチメ オオオ
タマハコニ ユフトリシデテ タマチトラセヨ ミタマガリ タマガリマ
カリ マシシカミハ イマゾキマセル

(四)

アチメ オオオ
サツチラガ モタキノマユミ オクヤマニ ミカリスラシモ ユミノハズ
ユミ

右の祕言は（一）が鎮魂上達の神歌、（二）が惡靈退治の神歌、（三）が魂返しの神歌、
(四)がヒキメの法の神歌である、(一)の中の()の中にある小字は隱語であるか
ら口に唱へず胸に誦し、大字にて示せるもののみを高唱するのである、(高唱と謂つて
も無暗に大きな聲を出すを言ふのではない、腑下丹田より力のある聲を出すのである)
又た此の神歌さへ唱へすれば必ず靈應ありと思はゞ大間違ひで、第一に神明に對
し奉りて恥ぢざる清淨なる心と、天地をも感動せしめずんばやまざる至誠とを缺か
ば、正宗の銘刀を中風患者に持たしたやうなものである。

(一)にはオオオオと四字ある、(二)(三)(四)は何れもオオオと三字である、誤
植ではないから念のために申しておく、又た此のオオオオ及びオオオのみは(一)も
(二)も(三)も(四)も何れも三回繰り返して唱へるものである、他の文字は皆な一回の
み読み違へぬ様に誦するのである、「アーチーメー、オーオーオーオー」と力強く聲を
引いて唱へる、アと云ふ時には天を見る心持ちとなり、チと云ふ時には地を俯瞰す心持
ちとなり、メと云ふ時には天地の開ける心持ちとなる事、又たオオオオ及びオオオは
神靈の昇降せらるゝ天の浮橋であるから特に敬虔森嚴の心持ちとならねばならぬ、そ
れから又た(一)(二)(三)(四)とも、何れも祕言の済んだ後、直ぐに續けてヒト(靈)

交) フタ (活力) ミ (體) ヨ (因) イツ (出) ムユ (燃) ナナ (地成) ヤ (彌) ココ
ノ (凝) タリヤ (足) を十回繰り返して唱へる。

(一)の祕言は大神を讚美して天照大御神のミタマを授かる意味のものである、サユラカスは身體の光、キユラカスは靈魂の光である、これは鎮魂を修する日の朝まだき、山上、森林、海邊等の極めて清き處に於て人に聞かれぬやうに修するのである、姿勢等は息長の法の項を参照して其れに準じて常識で判断せらるれば宜しい、「此點は(二)(三)(四)とも然り」併し無暗に修すべきものではないので、月に一度位ゐ、各自の生れ日の拂曉にでも修せらるゝが可からうと思ふ、特に家庭に神床の設けありて神祇を奉齋してゐる人は、神前に於て修せらるゝも差支へない。併し人に聞かれない様に午前の二時、三時頃にでも身心を清めて、少し低聲(但し力ある)で修せらるればよからうと思ふ、若しも毎早朝附近の山上等に於て修し得る便宜のある人は、息長の法の中途で、深呼吸の終つた次ぎに此の祕言を修せられるのは最も可なりと信ずるのである。

(二)の惡靈退治の祕言は、最後のモトハカナホコ、スエハキホコの十三字だけ二回繰り返す口傳になつて居る、そしてグツと睨むので惡魔は一ぺんに往生するのである、

但し此の(二)の祕言は大聲にて、總身の元氣を凝結せしめて力強く誦するのである、「此の(二)の祕言及び(三)(四)何れも特別の場合でなければ用ふべきものでないこと勿論である、法を濫用する者は其れだけ靈力を削がれるものである。」

(三)は魂返しの祕言、死して一三時間位の間ならば、タイティ一度は呼吸を吹き返すものとなつて居る、又た死せるに非ずして人事不省に陥れる者に對して行ふも宜しい、斯う云ふ場合、得て狼狽するものであるが、狼狽しておろく、聲で唱へるやうなことでは何にもならぬ、充分の沈着を以て、吾は神也との大信念を持し、至誠を以てせねばならぬことは勿論である。

(四)はヒキメの術の祕言である、ヒキメの術は古來言ひつたへて色々の流派があり、傳があるのであるが、その眞の傳の祕言はこれである、古昔源三位賴政が勅命によつて鶴を射た時に用ゐたのが此の祕言である、以上の四種の祕言は何れも上古より我が皇室には傳はつてゐたのであるが、賴政が鶴を射る時に此の(四)の祕言を授かつたのである、惡魔が出て困る時には實際の弓を以て、此の祕言を唱へて射るので、惡魔は屋根の上に居るから屋根の棟を射るのである、併し矢を放さずにハズを三度鳴らすだけである、靈を以て靈に對するのであるから普通の物理學的の考へでは固より解釋は

出來ぬ、賴政が鶴を射た時は暗夜であつて、實際の矢で鳥や獸を射り得たわけではない、此のヒキメの術を修した後には直ぐに大祓の祝詞を數回奏上するものである。

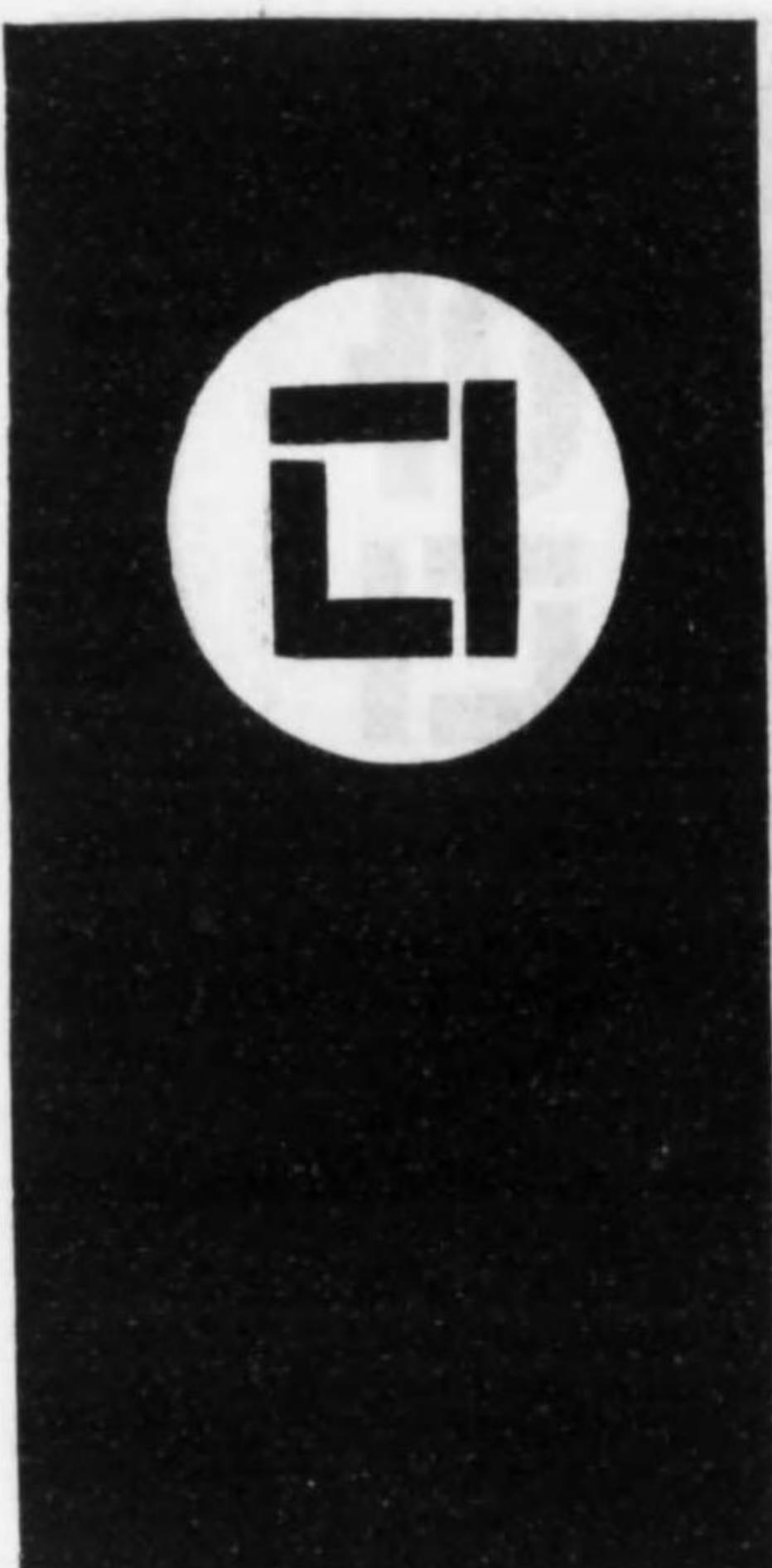
元來此の以上四種の祕言は更らに別に四種の歌と合せて古來或る一部には傳はつて居たものであるが、それが何の歌であるか、如何なる意味のものであるか、如何に活用すべきものであるかが分つて居らぬ、（それは其の傳を受けて居らぬからである）今此傳を得たるものは淨寫して卷物となし、決して家人にも示すべきものではない。

（淨寫されたならば切り取つて燒棄して貰ひたい）

序でに言つておくが、產土百首、靈魂百首は、百人一首を誦むやうに朝夕閑暇のある毎に暗誦して貰ひたい、さすれば一代の靈人本田先師の靈機を體得するに甚だ好都合である、輕々に看過する人には平凡な歌と見えるであらうが心を潛めて一字々々味解する人には、それだけな光が出て來るのである、同じ水でも牛の飲む水は乳となり蛇の飲む水は毒となる、すべて今回傳授の諸項に就ても其の通りで、今回傳授のものから何れだけのものを得ようと得まいと其人々の心次第、要は一切の先入主の思想を去つて、素直な心と『信』とを以てするにある、たとへば魂布禰の術の如きを心理學上の殘象の原理に過ぎぬとか、或ひは息長の法を以て、支那仙傳又は印度流の呼吸

法と同じものだと妄斷し去るが如き人は何年研究しても論語読みの論語知らずとなるだけのものである、理窟は後廻しにして至心に修する人が、自分ながら恐ろしくなる程の實力を發揮する人である。

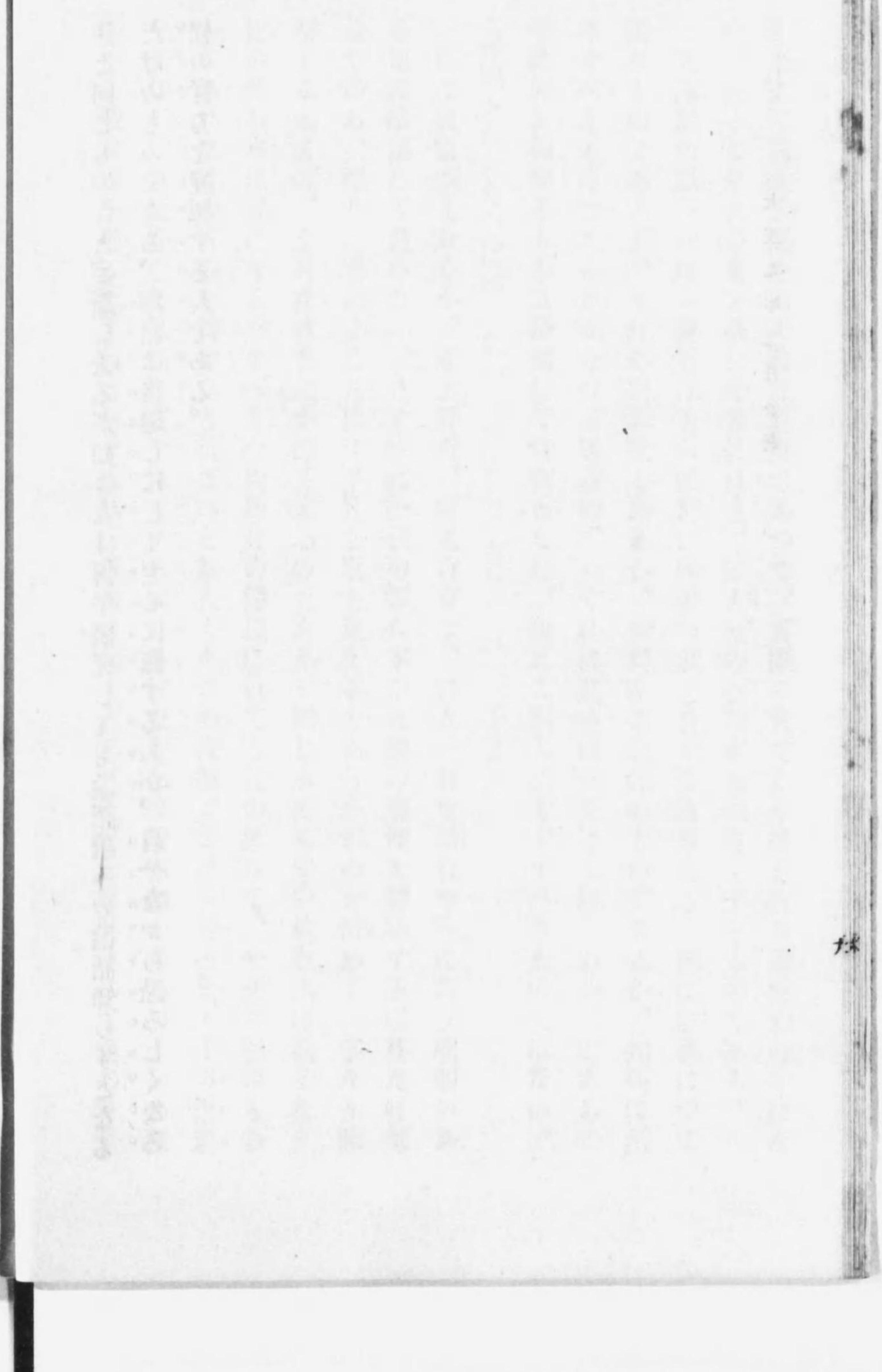
(ろ)



(わ)



魂布瀬圖ヒナガタ



奥
傳
錄

(に)

(は)



今より四十年前上天せられたる紀州の大神人、沖楠五郎先生は純素なる太古神法の繼承者にして中古以來の兩部神道、唯一神道及び其他種々の神道者流々更に交渉あることなき神代以來直系の神祕を倭姫命を経て風雨二千年の後に傳へたる人、今日留めて太古神法の人間にある、もとより神明の呵護によると雖も古來神人相傳へて緘祕し來れる霜辛雪苦の功も亦た大なりと謂はざる可らず。

わが神道天行居は、その學統は宗として本田九郎親徳翁に仰ぐものなりと雖も、その神祕の道統は實に沖楠五郎先生に承けたるものにして、沖先生繼紹の太古神法は關係神器類と共に擧げて我が天行居の寶闕に在り、天行居に蘊藏せられたる這般の神物は、必ずや遠からざる將來に於て始めて烜爛宇宙を照耀するの日あるべきを疑はず。

沖先生より天行居に相傳の太古神法中、絶對に一人相傳のものは只だ是れ一法あるのみ、是は我が肉身のある間に一人の道骨を發見して適當の時節を

待ち之に付託するの外無きのみ、而して之に次ぐの祕事また一法ありて是は數人への付託を允され居れり、然れども是を傳ふることも亦た鈍眼なる余を以てしては決して容易の事業にあらず、故に以上の二法は姑らく之を語るの術無し、其他の神法の傳授は幸ひに人員の制限なきを以て追々に時節を待ちて相當の篤信者に付法を辭せざる決心なり。

今この奥傳籙に記さむとするところのものは、正純なる太古神法に入るの第一關を開き示せるに過ぎず、輕々しく一時に多くを述べ得ざるは神威を畏るゝが爲め也、然れども眞に道心ある篤信者ならむには、這の至平至易の二三の神法の如きに會しても無量の道福を感じ、以て正しき古神道靈學の津を問ひ門徑を尋ねるの祕鍵を獲得して落涙歡喜すべし、倘し然らざる冷血の漢ならむには、此上如何なる祕事を説くも總て風馬牛ならむのみ。

述べて委しからざる點は後に道場に入りて指授を受けらるべし、龍の物たるや靈なり、すでに靈ならば片鱗殘甲も亦た靈なり、有縁の學人諸公、幸ひに此帖を輕視せらるゝ勿れ。

昭和戊辰古曆正月、節分祭前一日

天行居如靈窟に於て
友 淸 歡 真 識

モノイミ（潔齋）

モノイミといふこと極めて大切なことで重要な神事を行ふには必ずモノイミせざるべからず、普通の場合七日間なれども小事または急の場合には三日にも二日にも一日にても必ず潔齋せざる可らず、場合によりては十五日間、二十一日間、三十日間、五十日間、七十七日間、八十一日間のモノイミを行ひ、至重の神事に就ては實に一千日間のモノイミを行ふ也。

モノイミは要するに身心ともに清く正しくして諸々の汚れに遠ざかり、敬慎の心を放たざるを謂ふ、精神さへ清明なればモノイミの形式は第二義的のものなりと輕々しく思ふ可らず、印度、支那の思想入り來りてより心靈を虛談する神道者多けれど、わが太古の神々は理神に非ずして實神なるが故に、國土の關係上かくべつに萬事清淨を第一とするなり、内清淨なれば外清淨は介意に及ばず等邪解すべからず、本來より云へば人は皆な神にして其の精神は絶對に至清至明、かりそめにも清濁なく迷惑なく高下なく淨穢なきもの也、故に我が眞の古神道に於ては内清淨といふことは問題となりず認識にあづからざる性質のもの也、されば眞のモノイミなるものは外清淨すなは

ち形式上の清淨を第一とするにて、わが古道は總て形式を重んずること神祕の謂はれあることにて俗學の形式を輕視するが如き知見の遠く及びがたきところのものなり、外清淨さへ守れば精神は邪惡の念に支配され居りてもよき乎と問ふ者あらば此れを是れ愚問といふ也、神としての自覺に立ちて、モノイミする程のもの、その心事もおのづから清明、敬慎、仁慈なるべきは言はずして明瞭、神ながら言擧げせず自知の道たり。

潔齋中もつとも大切なを食物に就ての注意とす、第一の禁忌は粉食なり、總てひきつぶし、すりつぶしたるものを飲食せざることなり、わさびおろしや大根おろしの如きおろしがねにかけてすりたるもの最もわろしとす、おろしがねの如き器具が太古よりありたるわけはなけれども太古神法の精神に則り追々と後世に時代につれて神神より垂示ありたるものなり、(如此道理を常に心得てさかしらなる疑ひを起すながれ)故に菓子類あん類の如きタイテイ不可也、砂糖は差支なし、鹽も良し、しやうがの砂糖漬とか落の砂糖漬とか云ふやうの種類のものは菓子なりとても差支なし、めりけん粉や片栗粉の如きものを用ひたる菓子はわろしと云ふ也、氷砂糖の如きものは差支なし、中古以來の修行者等が他の穀類を絶ちなぞしてそば粉の如きものを食するは

邪道に墮せるものなり、必ず迷ふなかれ。

魚類も差支なし、刺身のつまの如きもおろし金にてすりたるものわろし、きざみたるものは何品にても差支なし、おろしたるもの何品にても悪し。

潔齋中は佛壇に供へたる品、及び佛事に使用したる品すべて食すべからず、隣家よりの到來品なぞ注意すべし、獸肉も潔齋中は食せず、魚類にてもどじやうの如く地中にもぐるものは最も神々の忌み嫌ひ給ふものなりとぞ、鳥肉さまたげなし。

酒少々よろし、煙草なるべく遠慮せらるべし、味噌は摺りつぶさぬつぶの味噌は差支なき由、すりつぶしたる味噌わろし、醤油さしつかへなし。

味の素を使ひたる料理は潔齋中わろし、かつを、昆布等にて味つけるべし。

牛乳は差支なき由なれ共、大切な神事を行ふときには其の前日位より遠慮することなり、鶏卵等わろし、かまぼこの如きもの宜しからず、豆腐も悪し、余は豆腐が好物なるため潔齋中は此ればかりは困るなり、茶も番茶、煎茶さしつかへなけれど粉にしたる茶は用ひられず。

其他右に準じて判断せらるべし。

以上は何れも潔齋中のことにて、平生は何を食しても差支なきなり、誤解するなか

れ。

潔齋中の主食は平常の通り米の飯にても麥飯にても粥にてもよし、神事に從事するものは米だけは平素より成るべく上等を食すべしとぞ。

潔齋中は常に愛育慈養の念を放たざるやう注意すべし、是れ最も大事也、仁愛の念は神に格るの道を照らす燈火なり。

清 明 水

清明水は清水に酒と鹽と合したるもの也、分量の定めなけれども普通、水三升に酒三合乃至五合、鹽一とつかみ位ゐを用ひ居れり、但し使用的性質によりて隨意に加減す。

神事に關する大切の器具等及び重要神事執行前の行者の手は必ず此の清明水を以て清めざる可らず。

清明水は夜を越して翌日用ふ可らず、必ず新らしきものをつくりて使用せざる可らず、又た清めるべき器具等多きときは一日に何回つくりかへてもよし、一時に幾個の器につくりおきてもよし、濁りたるものは捨つること勿論にて、かくべつ不淨の地に非ずば何處に捨て、も差支なきものなり。

清明水は必ず一定の器（新らしきバケツにてもよし、定めおけば何度使用してもよし）に入れて重大神事を行ふときには先づ我手を普通の清水にて淨めたる後、この清明水にて更らに手を淨めて行ふ。

場合によりては二器に別々にいたし格別の神聖なるものを清むるものと普通の神具等を清むるものと嚴重に區別す、清淨そのものが神祕そのもの也。

「しめなは」の如きものにても重要神事に使ふものは必ず清明水にて清めざる可らず、清明水にて清めたる品は必ず直接に日光にあてずかげぼしにすること祕事也、かげぼしにして一たび乾燥したるものは日にあてゝも差支なきこと勿論なり。

右の清めを爲さざるものはシメナハも只の儀禮と修飾だけのもの也、靈的に淨域の區別は出來ぬものなり、但し普通の儀禮や修飾も、儀禮として修飾としての意義はあることなり、誤解する勿れ、普通の正月の軒頭のシメナハの如きものは清明水にて淨めるに及ばず。

さりとて今日の大社名社にて重大の神事に用ふるものにも清明水の手續きなきは遺憾千萬なれど神祕に屬することにて、みだりに申しきかすわけにも參らざるべし、困つたもの也。

右はシメナハの一例なれど他の神事一切これに準じて考へられよ。

清め祓ひの一法

神器神具等の汚れたものを祓ひ清めるには清き鉢の如きものに清水をたゝへ、その上に清き木か竹を二三本さしわたし、晴天の夜（日没後一時間を経て）屋外の清きところにおき、天明をまちて取り入れるべし、それにて完全にけがれは去るもの也、守袋の如き小さき品ならば新らしき茶碗に新らしき割箸さしわたして其上に守袋を置き、其の上に白紙を折りて敷き、その上に鹽を一とつまみ置き、日没後一時間餘を経て屋外の樹木等のなきところにおく也、その上に樹木の枝葉等蔽ひかかるはよろしからず、まつすぐに天に對して遮るものなきを要す、曇天の夜は不可也、一夜にして汚れは完全に去るもの也。

原則として守袋をかけたるまゝ大小便所等へ立入ること出來ぬもの也、小便所は兎も角も大便所は甚だしき汚れのところとしてある也、されど誰れしも知らず識らず、又は已むを得ぬ場合、やりそこねるからに、時折り此の手續きをなし、汚れを祓ひ去らざる可らず、翌朝三方に載せて大祓を奏上すれば尙更らよしとす。

旅行中汽車汽船等にても便所へ行く時は成るべく守袋は取りはずして清き紙に包みカバンの中にでも納めおきて行くやうに致されたし、とは申すものの急ぎの時、又はかばんや手提袋等も持ち合さず連れの人なき時等やむを得ぬこと多し、故に右の古法による清め祓ひの必要時々あることなり、余の如きは自宅にありては滅多に守袋等かけぬ也、わがまゝものにて何時も飛んで便所へでも行きて後に氣のつくこと多きが故也、特に必要をみとめたる日にはかけること也。

婦人は不淨中に守袋等を携帶したときは必ずさばかりが済みて三日を経て後、右の古法による祓ひ淨めを致さるべし、翌日の大祓を唱へ得ざる人は、ハラヘタマヘキヨメタマヘを數回至信に唱へてもよし、誠さへあれば言靈の徳にて感應するもの也、又た他の人に大祓を唱へて貰ひても宜しき也、但し其の場合、大祓を奏上する代人の後ろに本人座を占めて謹慎し居るべし、子供なぞは頑是なきもの故いたしかたなし、正神界にては決して無理を要求せられざることなり。

何やら彼やら窮屈なる様なれど、清淨は神道の生命也、神武天皇様が天神を鳥見山に祭り玉へる時にも、正史には洩れたれど極めて嚴重なるモノイミせられたる也、特に幽事神事に關することは、わざと書かぬが古法也、それを知らぬ學者が正史の文

面を表皮より見たるのみにて神事幽事を無視するなり、萬事かくのごとし。

歐米及び亞細亞の他邦の古代多くの呪術等と我が太古の神法とは外面似て精神異なる、しかも其の異なる點を強ひて申せば我國太古のものは、生ける正神の垂示によることと又た特にモノイミを尙ぶ點也。

すべて日暮後一時間餘を経てより午前二時頃まで地氣上升し、午前二時頃より朝まで地氣下降す、神事は成るべく地氣上升の時を以て行ふ也、祭典等は此れに拘らず日中にも行ひ又た吉時をみて行ふ也。

夫婦の合驩の如きも此の地氣上升の時以外行ふ可らず、夫婦の合驩も大切な神事也、但し賣笑婦と寢る如きは神事に非ずして魔事ならむ。

神法衣及神法帶

これは表面何でもなき事のやうにて實は重祕中の重祕也、中古以來の修道者流いづれも表面のみを眞似て神祕を知らず、神法衣は木綿のヒトヘモノにて普通の現代日本人の和服に準じて作りてよし、縫ひあがりたる新らしきものを清明水に浸してしほり上げ、日光にあてず、かけほしにする也、一旦乾きたる後は日にあてゝも差支なきこ

と勿論也。

神法衣は左袴に着用する也。

神法帶も普通の木綿（さらし木綿にてもよろし）にて長さ隨意なれど、一二た廻りして結べる程度の長さとす、この神法帶は一切針をあてることをゆるされず、帶の端も縫はず、切りたるまゝなり。

神法衣、神法帶は、イミゴロモ、イミオビとも言ふ。

右の帶は折りかたと結びかたが神祕にて口傳に非ざれば書き傳ふること許されず、適當の時期に石城山道場修齋會に於て口傳を受けらるべし、それ迄は只、一と幅のものを四つに折りて普通に結びおかるべし、神法帶も清明水に浸すこと神法衣の如し。

この神法衣（神法帶共）は極めて神祕のわけあることにて如何なる人も一時に一枚以上持つことならぬ也、清き木綿の風呂敷に包み、檜か桐か（やむを得ずば松か杉）の新らしき箱を造りて平生は納めおくもの也。

この神法衣を着け居る時は大小便等へも行かれぬこと也、其時は必ず衣を改め、他の衣をきて行き、手を清めねば神法衣は着用出來ぬ也、本來は食物等はモノイミの法を守れる時に非ざれば神法衣は着用出來ぬほどのもの也。

神法衣の甚だしく汚れたるときは、そこを清明水にてつまみ洗ひすべし。

神法衣はなるべく他の白衣の上に着用すべし、夏の頃にても肌の上に直ぐ着用すると汗になりやすければ也、他の白衣は無意味のものなれば何枚つくりおきてもよし、冬期等には普通の白衣は何枚重ねて着ても、綿入の白衣を着ても差支なし、神法衣の外の白衣は木綿に非すとも絹にても縮緬にても御勝手也、又た普通の洗濯したるものにても妨げなし、但し成るべく清潔を尙ぶこと勿論なり、神法衣の上に袴を着けるときは木綿にても絹にても清潔にさへあればよし、余の如きは滅多に神法衣は着用せぬなり、普通の神事等は殆ど普通の白衣にて執行する也、この神法衣は極めて大切のものにて木綿のヒトヘモノなれど、神職等の絹の正服や祭服等と同日の談にあらず、羽二重の正服祭服等も只の儀禮のみのものなれど、この神法衣は靈的に極めて神祕尊嚴のものなり、佛道にても或る淫女が戯れに袈裟を着たるムスピカタメによりて後に蓮華比丘となりて生れたることあり、神法衣の神祕靈徳はそれどころにあらず。

なるべく生涯つくりかへぬが法にて、甚だしく汚れたりして作りかへるときには淨火を以て焼きすてざる可らず、淨火は清き檜を燃すなり。

又た歸幽したるときに其人の物なればとて神法衣を着用せしむることは嚴禁也、靈

魂は死屍に残存せず、死屍は汚れたるものなり。

沖先生の神法衣は余が現に祕藏し居るものにて、余は體軀小なるため一部分を截ち除きて改造したるものにて、余は別に神法衣を作らず、古りたれども沖先生のものを使用し居るのみ、一枚を持つこと許されざるもの也。

神法衣を新調したるならば、太古神法により開眼の修法を爲さる可らず、開眼の修法を經ざれば畫龍點睛を缺くもの、神法衣と謂ふを得ず、太古より神人相傳へて其法天行居に在り、然るべき時節に、開眼修法を經らるべし、それ迄に右に述べたる方法により新調して清淨なる箱に保存しおかれ、時々三方に載せて大祓を奏上しあかるべし。

附記

書き洩らしたことにして只今氣のつきたるところを一二附記す。

モノイミする場合、婦女子は月のさはりある期間と其後三日間とはモノイミを休止すべきものなり、日數は前後通算してよろしきもの也。

モノイミ中にも夫婦の交りは妨げなきものなり、中古以來の俗習に惑ふことなかれ、但し長期のモノイミは兎も角、三日や七日のモノイミに、わざく夜中苦勞する

にも及ばぬこと也。

モノイミ中、ねぎ、にんにく等すべて差支なし、古來佛臭ある修行者等、臭菜として禁忌すれど太古神法に關するところなし、餅はよろし、團子わろし、粉食が大禁物なれど餅の周圍に粉がつき居りても何故に差支なきや余には不明なれど古傳のまゝを茲に言ふ也、すべて理窟ぬき也。

神事執行のとき、烟を特に忌む、平生にても神殿には成るべく烟の行かぬやう注意すべし、わが祖國の神々は外國流の哲學的理神にあらずして生ける實神なるが故に斯様的道理あることなり、決して古代土俗的の低級なる信仰の末流を汲むにあらず、言議の沙汰にあらず、神さびたりとも神さびたり。

天水拜受傳

湯呑にてもコツブにても新たなるものを一定しあきて毎日、日没後一時間（昔の半刻）を経て井戸の水をつるべから直接に汲み取るべし（つるべから一應他の容器に入れて更らに湯呑なりコツブなりに汲み入れては駄目となる、必ずつるべから直接にコ

ツブなり湯呑なりに汲みとること）水の量は猪口に二三ぱいにてもよし或は多量に湯呑なりコツブなりに七八分通り迄入れてもよし。

このコツブを屋外（庭の如き）清きところに臺を置きて其上に安置し、翌朝太陽の光が其水に届かぬうちに飲むべし、飲むときには

ひとつみよ。いつむゆな。やここのたり。ももちよろづ。（六言四節）

の神咒を三度唱へて飲む。

雨等が夜中に降り出したときは駄目なれば飲まずに捨てるべし。

夕刻より雨雪の模様あるときは行はぬことなり、本來は晴れわたりたる晴天の夜のみに行ふものなり。

屋外の樹木の下は駄目なり、樹木の枝葉がコツブ（湯呑）の上を邪魔せぬところに限ること。

都市生活者にて、水道のみにて井戸なきところは水道の水を以て行ふの外なけれども井戸の水の半分の效あるべし、井水にて五百日の行と水道水にて千日の行と同じかるべし。

水道の水にて行ふときは、水の中に極めて少量（二三滴にてもよし）の酒と鹽と

を入れ飲むときに底の方を少し残して捨てるべし、酒と鹽とを入れるは前夜、水を汲み入れるときに入れるなり。

此の天水拜受に用ふるコツブ（湯呑）には紙にて清めの帶を結ぶこと祕事にて、これは口傳なれば石城山道場修齋會に於て傳を受けられたし。

未だ清め帶の結びかたの傳を受けられざる人は、日本紙を四つ折にして帶に結び、假りに行ひて差支なし。

帶に結ぶと云ふは少女が遊戯に紙の人形を拵へて紙の帶を結ぶやうに、紙を手頃の大きさに切りて四つ折にしてコツブの帶に結ぶなり、正式に清めの帶の折りかた結びかたは茲に筆傳を許されざるを遺憾とす。

神事に用ふる紙はキズキの日本紙をよしとす、美しき改良半紙と謂へるものは宜しからず。

清め帶は水にぬれなぞして自然にちぎれたるが如き時には取り替へてよけれども、古きものは必ず清き土中に埋めざる可らず、その埋めたる土地はよくなるものなり。

太古の神人は石にて造れる湯呑の如きものに或る植物の皮にて清めの帶を結びつけ、山の泉や谷川の水等にて行はれたる由。

之を行へば追々に靈化さるものなり。千日を一紀とすと傳へらるれど百日にも
二百日にも行ひたるだけの效はあり、二千日三千日幾久しく行ふべし。

以上

神事の修行は山岳旅行の如し、一峰を登り盡せば更らに又た前方に偉大
なる高山あらはれ来る、千峰を踏破し得ば更らに萬峰に親見するの勇なか
る可らず、千山萬岳を看盡するの健脚は唯、「信」こ「專修」の持續。にあ
り、我黨學道の吉士たるもの、志を篤くせられむことを要す。

昭和三年諒闇後第一王春二月吉辰

神傳祕書

神人感合法

神界に感合するの道至尊至貴溢に語る可き者に非ず吾朝古典往々其實蹟を載すと雖も中世祭祀の道衰へ其術を失ふ既に久し神傳に依り其古に復す是即ち玄理の究極皇祖の以て皇孫に傳へし治國の大本にして祭祀の蘊奥なり蓋し幽齋の法たる至嚴至重深く戒慎し其人に非ざれば行ふ可らざる者あり溢に傳ふ可らざるの意茲に存す然りと雖も其精神萬難に撓まず自ら張めて止まざれば竟に能く其妙境に達することを得ん後の此傳を受くる者厥れ之を諒せよ

幽冥に通するの道唯其專修に在り茲に其法を示す

- 一、身體衣服を清潔にすべし
- 二、幽邃の地閑靜の家を撰むべし
- 三、身體を整へ瞑目靜座すべし
- 四、一切の妄想を除去すべし
- 五、感覺を蕩盡し意念を斷滅すべし
- 六、心神を清澄にして感触の爲に擾れざるを務む可し
- 七、一意に吾靈魂の 天御中主大神の御許に至る事を默念すべし

右七章は自修の要を明にす

幽齋は宇宙の主宰に感合し親しく八百萬神に接す其修し得るに至ては至大無外至小無内無遠近無大小無廣狹無明暗過去と現在と未來とを問はず一も通ぜざるは無し是即ち惟神の妙法

常に服膺す可き者あり茲に其概を擧ぐ

- 一、靈魂は神界の賦與にして即ち分靈なれば自ら之を尊重し妖魅等の爲に誑かさること勿れ
- 二、正邪理非の分別を明にすべし
- 三、常に神典を誦讀し神德を記憶すべし
- 四、幽冥に正神界と妖魅界とある事を了得すべし
- 五、正神に百八十一の階級あり妖魅亦之に同じ
- 六、正神界と妖魅界とは正邪の別尊卑の差あり其異る亦天淵の違あるを知るべし
- 七、精神正しければ即ち正神に感合し精神邪なれば即ち邪神に感合す精神の正邪賢愚は直に幽冥に應す最も戒慎すべし

以上は其概を掲ぐと雖も幽冥の事たる深遠靈妙其至所は之を言ふ能はざる者あり唯其人の修行に存す

諸神の法たる至貴至重なり行者須く知る可きの要を茲に示す

歸神標目	(無)	自感法	上中下	三法	自感法	上中下	三法
形他感法		上中下	三法	合九法	(有)	自感法	上中下
神感法		上中下	三法	(形)	他感法	上中下	三法

無形有形合拾八法

邪神界と稱するも妖魅界に同じ 正邪合せて三拾六法

諸神に重要なは審神者とす其人に非ざれば即ち能はざる者也其注意周到にして體力あり學識ありて理非を明にするに速かなるを要す

審神者の資格

- 一、過去現在未來を伺ふ可し
- 二、實神なるや僞神なるや辨ぜずばある可らず
- 三、神の上中下の品位を知らずばあるべからず
- 四、神の功業を知らずばある可らず
- 五、荒魂和魂幸魂奇魂を知らずばある可らず
- 六、天神地祇の分別無かる可らず
- 七、神に三等あるを知らずばある可らず
- 八、神に公憑私憑あるを知らずばある可らず

太占乃三大法

〔形象法〕は天地風雲其他一切萬物の形を觀じて判決す鹿ト龜ト其他足占米占義占法異なりと雖も皆是を形象法之屬とす
〔聲音法〕は雷風其他萬物の聲音を聽て判決す辻占謠占語聲等一切聲音法に屬す
〔算數法〕は天數一より十に至り經緯の數理に依て判決す故に是の如きの類悉皆算數法に屬す

以上は現世の法にして神界にては無形に觀じ無聲に聽き無算に算へ給ふ故に現世の法とは格別なるを知るべし

惟神の妙法神傳に依り本教入門の仔弟に授く幽冥の祕溢に語るを禁ず此書他見を許す可らざる者茲に存す

明治十六年 月 日

本田親德

完
串
呂

合
書

天眼氷釋

慶應三丁卯歲秋七月

霞谷山人

或人疑て曰く、佛氏の怪異を語るは是れ常習何ぞ之を問ふに足らん、乍去其の甚しきに至ては闇き難し之を責めざる可らず、中に於て地獄と云ひ須彌と云ふ者最も怪む可し、地獄は地下に在りて萬里を隔つ誰か之を見ることを得ん、その眼の物を見るは障子一重先きさへも障りて隔ては見ること能はず、況んや萬里の地を隔てたる地下の地獄を如何にして見る可き眼あらんや、又須彌は此の地上に在りと雖も數十萬里遠きに在り、而るに眼の物を見る高峰大嶺と雖も十數里に過ぎず、如何んぞ數千里を見る可き眼あらんや、この理を推して見れば地獄や須彌の妄談怪説たること鏡を懸けて見るよりも明也、若し辯解すべき理あらば目前の事實を以て説く可し耳目の及ばぬ柄は信するに足らず、答曰、世間の法は千差萬別也、一概に不可言、知らざる前には疑ひ知て後には信するに至る、是れ常習、然れば世に千峰萬嶺を隔てながら百億萬里の遠きをも居ながらにして自由に見られる眼ありと知らば地獄ありと云ふも須彌ありといふも左のみ疑ひ怪む可きに非ざる可し、世に如此事あるを知らんと欲せば都て事を知るに三量知ある事を知るべし、その三量知とは現量知、比量知、非量知の三也、先づ其の現量知とは目前の物を直ちに見て之を知る也、比量知とは目前に見えざる物を外物より推し及ぼして知るなり、たとへば烟を見て目に見えざる火を知り聲を聞いて姿の見えざる人を知るが如き也、外の物に比較して推し量つて知る故比量知と名く、此の比量知を以て知る時はたとへ己れ見ざる聞かざる事たりとも信すべき理無しと言ふ可らず、烟あれば火の姿は見えずとも誰かその火ある事を疑ふ者あらん、

聲あれば人の姿は見えずとも誰か其人ある事を疑ふ者あらん、故に若し百千山を表裏に見透すべき自在なる眼ありと知らば此の眼に比知して地獄や須彌山ある事をも亦信すべき道理なきに非ざるべし、或曰、あの百千の山や嶺をも表裏に見透す可き自在の眼とは何物なりや、答曰、この自在眼ある事を知らんと欲せば五神通あることを知るべし、（常人の測り知る可らざるを神と云ひ塞るところなく自在を得るを通と名くる也）其の五神通とは天眼通と天耳通と他心通と宿命通と神境通と也、先づ其の天眼とは被障細遠の四境をよく明かに知る眼なり、（被を見るとは外に物を被ふりたる其中をよく明かに見透すことなり、障を見ることは大山や巖杯の障てたるを見透すなり、細を見るとは顯微鏡も及ばざるほどの微細の物を見るなり、遠を見るとは望遠鏡を千萬挺合せても及ばざる處を見る也）次に天耳とは被障細遠の聲を聞く處の耳也、次に他心通とは他の心内に思慮する處を能く明かに知る處の通なり、次に宿命通とは千萬歳以前の宿世の事を能く分明に知る處の神通也、次に神境通とは山川草木宮城樓閣衣服飲食鳥獸人物の形を作せんと欲すれば我心に欲するが如く自在に能く變て現する處の神通也、この五種の神通の中に須彌山を見地獄を見るべき者は即ち是れ其の天眼通なり、この天眼は被障細遠の四境を能く明かに見る可き眼なる故に遠きものはたとへ百億千萬里の外迄も能く明かに見、又其の障隔を爲すものは萬重遮り阻つとも能く明かに見透す也、故に數千里の地底に在る地獄も數十萬里隔てたる須彌山も坐ながら能く明かに見る也、或人曰、我れ嚮きに怪事を言はざれとこそ注文せり而して又此の怪事を言ふ何ぞ公が言へる如き自在なる眼ある可き理有らんや抑も眼は我等が此の眼の外に科の替るべき眼が種々有るべからず、答曰、往昔魏文帝の世に火浣布（世上の衣服は之を水にて洗ふ火浣布は火に焚て其の垢を洗ふ浣は洗也）有ることを疑て怪事とし遂に火浣布無きの理を論じ石碑に刻して之を城門外に建つ、然るに其の翌年胡人火浣布を獻貢するものあり、其子明帝大に愧て此の碑文を削れり、是れ文帝已れ知らざるを以て怪事とするの失也、左

すれば己れ知らざればとて世に有るものまでも之を怪事虚談として廢却せんは遺憾なき事能はず、世上の事は實に涯り無ければ理内に理無きことあり、理外に理あることあり、今こゝに種々の別ある事を語るべし、夫れ處々の佛經に五眼ありとあり、五眼とは肉眼と天眼と法眼と慧眼と佛眼とを言ふ也（今近き譬を以て申さば學問致し種々の法を明かに知り其法に依て智開けたる眼を法眼と言ふ、種々の理を究め是非邪正の別を混ぜざる様に明かに釋擇す可き處の智を研き顯はし其智よく開くる眼を慧眼と云ふ、これには種々の論あるがこの肉眼の一に就ても八種の品ある事を語る可し、僅かに肉眼の一つに於てさへ八種の品替りの眼有り何ぞ我肉眼の外に天眼ありと云へばとて左のみ殊事しく疑ひ怪む可き事には非ざる可し、因て天眼ある事を語るに於て先づ其の三番叟に肉眼に八種の別ある事を語るべし、八種とは、一には借光眼、二離光眼、三日光眼、四忌光眼、五遠細眼、六無睡眼、七穿妖眼、八時變眼、一の借光眼は吾人の眼也、日月燈燭の光を借らざれば一寸先きも見る能はず故に借光眼と號く、二の離光眼は日月燈燭の光を借らずして見る眼也、猫鼠牛馬犬の眼なり、たとへば暗がり内百尺向ふに居る鼠あり猫之を生捕るに提灯炬火を借らず、日光眼は日光を離れて見えざる也、鳩雀の類也、夜に入れば用を爲さず、四の忌光眼は却て日光が妨げる也、ふくろ、みゝつく、かうむりの類也、本草綱目に鵝鴨至日中則不見物とあり、五の遠細眼は極細極遠の物を見る、鳶鷲鷹の眼也、鳶は千仞の高きより地上の魚の腸を見認む、決して綿屑と誤ることなく百發百中也、鷲を釣るには十里外に餌を設くるを例とす、無睡眼は魚鼈の眼なり、古ヘ鎖鑰に魚形を用ひしは此の譯なり、七に穿妖眼は大猿の類が狐狸の欺を受けざるが如く、水虎は人眼には觸れざるも猿能く之を捕ふ、時變眼は猫の類也、一の肉眼にさへ斯る種類變化あるに天眼を具したりとて豈驚駭する程の事あらんや。或人曰、八眼のこと粗承知せり、乍去眼の物を見る僅かに障子一重向ふすら見透すことの出來ぬに、山を隔て岩を阻て、見得べき、況んや百千里に於てをや、答曰、此の肉眼を標

準とすれば尤も也、乍去涯りなき天地の萬物なれば被障細遠の四境を見るべき眼眸無しとは一概に言はれず、今吾人の眼前に在る事にて天眼を具せし者の例を挙げて佛菩薩の身に天眼を備へたるの道理を比知せしめん、狐狸天狗の具へたる通力眼是れ即ち天眼なり、日向國に在る津輕人を其の郷里に在りし如くに思はしめ而かも曠野に誘引して婚姻せる如くに感ぜしむる事等あり、然るに其の儀式器物及び之に列する親族の容貌まで毫も實際と差無し、之れ天眼に依て其の郷里の實況を見て之を學び天耳に依て其の音聲を聞き分けて之を學び他心通に依て其の郷里の人々の心裡を知て之を顯はし宿命通に依て古來の儀式を知り神境通に依て其の郷里の山川草木人家庭園器具人物獻立を變現するの證にあらずや、問曰、狐狸のこと能く解せり、更に釋迦に之が見えたる理及び釋迦特リ之を見たる理を問ふ、答曰、若し百年以前の日本に寫真電氣の如きものを弄ばゝ之を妖怪と云ふ、必ず入牢斬首の刑を免かれざるべし、然るに今日事物の理を究めたるものは三尺の童子も之を疑はず、今この天眼の理も亦この理に同じ、其の本を極め其の源を推せば何ぞ怪むに足らん、人は萬物の靈なれば何ぞ禽獸に及ばざるの理有らんや、然れども狐狸等只天眼を具へ人に於ては此の天眼を缺くとすれば人も亦却て禽獸に劣る處あるべし、それでは禽獸却て靈にして人は靈に非ずと云ふべし、乍去人は何處迄も萬物の靈たる事は誰か異論あらんや、この理を推してみれば、禽獸にあるべき程の天眼ならば人たる者人々此の天眼を具へざらんや、素より人々みな天眼を具へたれども之を顯はし得ざるによりて其の天眼隠れたる故に天眼の性を具へながら之を知らず、故に人々皆天眼を具へたる事を語るべし、其の天眼に二種あり（俱舍等には四種とす是れ開合の異なり）一には生得の天眼、二には修行の天眼、先づ其の生得の天眼とは狐狸等の天眼なり、此の天眼は彼の狐狸の類の生れながら具はれる故に生得と名く、二の修行の天眼とは、修行して本來己れに具へたる處の天眼を磨き顯はす處の天眼也、之に二種の修法あり、一は支那の仙術、一は印度に傳はる處の禪定なり、仙術を修

するの法は梁隋の間に亡びて今其の真術傳はらず、今其の仙道の大意を云はゞ先づ財欲淫慾の念慮を絶ち身を人跡絶えたる深山幽谷に寄せ數十年間穀を絶ち氣を呑みて人間の臭氣悉く去り、遂に換骨脱胎して飛行自在を得る也（換骨と云へばとて此の骨を別に換るにあらず、脱胎と云へばとて五臟六腑を脱ぎ棄てることにはあらず多年の修力によりて重き骨が軽きに變じ臭穢の腹が清淨に轉ずるを換骨脱胎と云ふなり）この理に暗うして仙道を妖道の如く思へども元人々天眼を具へたる故研けば必ず顯はるゝの理あり何の怪むべき事か之れあらん、次に禪定を修して得る處の天眼とは一朝一夕に談すべきに非ざれども今略して其の大意を申さば人々其心を煩はし惱ますべくもの六あり之を六煩惱と名く、所謂貪欲と瞋恚と愚痴と疑と慢と惡見となり、此の六煩惱が替るゝ我心を騒がし亂す故に心靜かならず、此の六煩惱さへ起らざれば靜かなる可し、たとへば心の體は水の如し、煩惱は風の如し、水はもと靜かなれども風起れば狂瀾怒濤を翻す故に風止めば波浪亦隨て收まり水本の静に歸る、人の心も亦煩惱さへ止めば心必ず静かならずと云ふこと無し、然るに煩惱ひとり靜まるものに非ず之を靜むるに法あり、其法とは所謂止觀なり、其觀に五停心觀と申して五種の觀法あり、その中今數息觀の一を以て申さば、此の觀法は禪床に坐し、明け暮れ呼吸息を數へ餘念の起らぬ様に相成り、たとへば風止み波收まり水其の静に歸るが如く其の觀を修する人の心が靜かに定まる故に之を禪定と名く、この數息觀を以て天眼通を得る處の前修行とすべし（前修行とは根本定に入るためには其の以前に稽古すること也正しく云はゞ加行と云ふべし）此の數息觀を修すること年々を経て能く其觀達し終りて其上に更らに光明定と云へる定を修すべし、この光明定が天眼を得る處の法なり、この光明定を觀達する時天眼を開く也、さて其の光明定とは其の光輝明朗熾盛なる一物を我心の上に假りに設けて明けても暮れても餘念なく其の明朗熾盛なる光明を想像すれば

別に一種の根眼を生ずるや、答曰、別に竝び存するには非ず此の肉眼が其のまゝ天眼に化せられて肉眼が變じて天眼となるタトへば接木をするに同じく桃の臺木に梅を接げば桃の性が梅の性に化せられて桃の質が其のまゝ梅の質に變するが如し、法蘊足論に色界所造の清淨の天眼舊眼の邊に起り乃至肉眼變じて成天眼と云へるは此の所以也、問曰、何故に天眼と名くるや、答曰、天眼は禪定に依る眼なる故に天眼と名く、禪定とは色界心也、其の色界天の心を修得し其心に依て色界天の心をこゝに在りて得たる故に天眼と名く、故に眞の天眼といふは修得の天眼に限れり、狐狸の天眼は眞の天眼に似たるが故に假て天眼と名くれど實は似天眼と名く可し（俱舍論に似天眼と名く）眞天眼にはあらず、又こゝにありて天の眼を得たるが故に諸天を見る事を得るなり之に依て佛家に在ては世間に知らざる處の六欲天四禪天等の諸天の説あり、或曰、前來重々の答にて條理一應聞えざるには非ざれども天眼と申すは如何にも妖怪に似たれば信じ難し、答曰、疑ひ晴れるに至て尙且つ之を妖怪とし信する能はずと云ふは是れ男子にあらず五穀の種子を地に播し之れより芽を生じ其の實を以て貴兄は之を妖怪とし之を疑うて信ぜざるか、己れに具へたる天眼の種子ありて其の種子に修行の潤ひを洒ぎ其れより天眼の芽を生ずると申す事はタトへば五穀の種子が雨露に潤されて芽を生じ實を結ぶ理と聊か異なることなし、若し五穀の種子の實を結ぶ事を疑はずんば天眼ひとり怪むべき理あらんや、修行の力にて天眼の芽を引發するの理は學問修行して智者となるの理に同じ學ばぬ前を愚者とし後を智者と云ふにあらずや、若し天眼を得べき處の修行せざる者を規矩として修行に依て得たる處の天眼を妖怪と云はゞ學ばぬ前の愚者を規矩とし學びし後の學者をも妖怪といふに至るべし、若し又我眼と異なる故に妖怪と云はゞ猫や鶲よりも人眼を以て妖怪と疑ふべし、如此疑を起さば天下のもの悉く妖怪ならざるもの莫かる可し、故に條理相立たば其の疑を止む可し、或曰、釋迦の外に天眼を得たる人ありや、答曰、印度にては相通の人甚だ多し彼の國に在りては修得天眼の法は釋迦以前よ

り久しく世間に行はるゝものにて何ぞたゞ佛教のみ特り行へる法ならんや、故に數論外道の金七十論の中に於て北鬱單越の事を説けり北鬱單越は是れ須彌の北方の國なるが故に天眼に非ざれば之を見る事能はず而して須彌北州ある事を彼の書に載する者は彼の數論の徒須彌有る事を許す故也、故に印度には佛の仇と爲すもの九十二種あれども須彌有無の争ひを爲すものなし。之れは彼の徒に於て天眼を修行する法ありて須彌を見たる故也、又支那日本にも古の高僧に於て天眼を修得したる者多し枚舉するに違あらず恨むらくは世澁末に下り其人に乏しくして其の眞を失ふ、然れども奮發勃興する者有らば今日と雖も天眼を得る者無しと言ふ可らず、之を古に溯りて求めて天眼ある事を知らば烟を見て火を知るが如く肉眼に見えざる處の須彌や地獄をも亦天眼に比知す可き理あるにあらずや。

未孩子附註。 此篇を作せる人は佛教家の立場より、靈眼の可能及び修行方法を説けるなるが、思ふに著者は其の實地に就て知る處無きもの如し、故に所論不徹底にして隔靴搔痒の感ある所以也。併し亦た吾黨求道者の爲めに他山の石として幾分の参考に資すべき值無からずと認め、以て茲に抄出したる也。(著者の此篇を作せる主たる目的は佛教の地獄説や須彌説を立證せむとする前提なるが如きも、其の妄は今更駁撃の必要無かるべし、讀者はたゞ靈學研究上の一参考とせらるれば足るのみ)

佛教の立場より神通力に關する諸説を蒐集すれば尙ほ右の外甚だ多し、或ひは法通、依通、心通、神通、威神力の五通に別けて説を爲せるもあり、法通とは別に業通とも謂ひ、宿業に依りて自然的に發揮する靈覺を指し、依通とは易、ミクジ等によりて啓示に觸るゝの通法を云ひ、心通とは俗に蟲が知らせると云ふ様な類、神通と云ふは即ち修行して至る處のもの、菩薩の通力也、威神力は佛の通力にて、佛は通不通無く通ずといふわけにて通字をつけずとか、素晴らしい勢ひのもの也。

本文の中に止觀の文字ありしが、これは佛門にて能く使用する處の文字にて、元來、觀は梵語毗波耆那の譯にして止は梵語奢摩他の譯なり、觀は差別の事を縁するの智、止は平等の理を縁するの智と解するもあり、或ひは止は一境に專注する心相、觀は之を認識する心相とも釋せらる、又た止は禪定及び戒を内容とし、觀は智慧を内容とするものとも見られざるに非ず、要するに止は消極的に攝心歸住の修養にして、觀は積極的に正智開發諸法觀照の法とも說かる。つまり止と觀と兩者相依りて始めて完全なる效果を結ぶものにて、一部の論者の如く止と觀と同じものも說かる。也など云ふ亂暴の説は歯牙にかくべき值無し。委しくは天台大師の『摩訶止觀』等を參照せらるべし、尙ほ理觀と事觀との講釋などは三論宗祖嘉祥の『中論疏』卷四または荆溪の『止觀義例』(隋譯)卷四(二〇)等に就て一見し置かるるも妨げず、又は荆溪の『摩訶止觀補行弘決』四十卷の如きは止觀を學ぶ者の特に珍重する處なり。又た定に就ては『俱舍論』の定品(卷廿八、廿九)及び『瑜伽論』(縮刷藏經來帙三)『攝論釋』(縮刷藏經往帙八)『唯識論』(九)等を參照せらるゝも可ならむ。又た五神通に漏神通を加へて六神通とも云ふ即ち(一)神境智作證通(此境に行及び化の二あり、而して行に運身、勝解、意勢の三法あり化にも亦た二種あり、又た此の神境通を能變通と能化通とに分ち更らに之に十八の變法あり、委しくは『瑜伽論』第三十七を見よ、(二)天眼智作證通(又た死生智作證通とも云ふ)(三)天耳智作證通、(四)他心智作證通(又た心差別智作證通とも云ふ)(五)宿住隨念智作證通、(六)漏盡智作證通これ也。右の内にて神境通に五種ありとせられ(修得、定を修するによりて得るもの、口生得天に生じて得るもの、ハ呪成、呪力によりて成るもの)ニ藥成、藥力によりて成就するものホ業成、業力によりて至るものとす、尙ほ玄奘譯世親の『阿毘達磨俱舍論』第二十七、同譯彌勒の『瑜伽師地論』本地分菩薩地中初持瑜伽處威力品第五等に就て一考せらるれば多少の所得あらむ乎。

右の本文中に加行として推稱せる數息觀は、固より佛門の獨占物にあらずして如何なる靈術に於ても數息觀類似の法を行はざるなく其の效を認めざる莫し、元來佛門の數息觀は印度上古のリシより傳へる仙傳のものにしてウバニシャツドの經典には明かに整息の法を説き、『阿闍婆吠陀』所屬の記録等には整息の方法及び坐法等に就きて可なり詳細に説明する處あり、後に佛門に於て祖述する處も大同小異なるが、淨嚴の『光明真言觀誦要門』など一見せば先づ彼の徒所傳の一般を窺ふに足らむ。又た支那に於ける呼吸法は稚川の抱朴子以前種々のものあれど、何れ支那及び印度に於ける仙法に就ては別に余の私見を述ぶべき機會あるべし、兎に角印度上古のものも支那上古のものも日本上代に於ける氣吹法、息長法等の變則的に派傳したもの也。

要するに本文の著者は其志や多とすべきも何分靈覺實修の經驗無き人なるべく、結局赤道直下に立ちて雪景色の歌を詠ぜるやの觀無きを得ず。今日にては天眼も隨分手ツ取早く開ける方法あり、現に幾多の成績を擧げ居れり。又た靈眼を開くに正眼通、假眼通の法あり、正眼通は息長法、魂布禰の法等によりて修得し、假眼通は他の靈を憑けて行ふの術、併し此の假眼通を行ふに世間多くは原理を知らずして狐を憑けて行へるも狐を憑けることは本人の爲め又た道の爲め排斥せざるべからざる深き理由あり、假眼通には龍神を憑けるを最も便利とす、龍神ならば直接間接ともに害毒も及ばざれど、狐は爾らず、尤も今、茲には此れ以上を説く能はず、あなかしこ。

產土百首

產土に生れ出つゝ、產土に歸る此身と知らずやも人
往き還る足踏む毎に產土の神の惠を思へ世の人
草も木も吾が產土の御體の御毛津物ぞと人は知らずやも
產土の靈の懸る此身をし佛の子ぞといふは誰が子ぞ
產土をも神とも知らず祭らずて棄ておく村は獸なるかも
產土の神の靈の無かりせば人の産業いかにかもせむ
產土の神の形を人皆の同じ形と人な思ひそ
產土の御體踏みて世を渡る人をし見れば貴きろかも
產土の道行く人を見ても知れ神の恵みの限りなき世を
產土の數限りなき御恵みを一二三四も知らぬ哀れさ
產土は貴きものか飽なくに物知らぬ我れし恵むを見れば
產土の產土たるを知る時は人の人たる道に違はじ
產土の富士より高きみ恵みを少く知らぬ民の悲しさ
產土の海より深き朝夕の恵みの露も知らざるは憂し
產土の神の恵を知る人は人の神なる人と知るべし

産土の恵の露の懸らずば四方の草木の何に育たむ
地を走る獸や空を飛ぶ鳥も御靈賜はる産土の神
這虫も水行く魚も産土の神の御子ぞも悪しくすな人
寺々に住む僧等も産土の神の御子ぞも惡しくすな人
魚を食ひ美酒飲むも産土の恵みなるぞと思へ僧等
錦着て妻子と寝るも産土の神恵重ねし僧原かも
産土の道知らぬこそ僧等が道の衢に立食すなれ
僧等が經誦む聲も産土の人授けし人の聲ぞも
産土に見放されたる僧等が石根木根に人の夢みる
物食へば父をし思ひ衣着れば母思ふべし僧ながらも
八十神の遣せし道かも西戎國の耶蘇教の曲れる見れば
八物食へば父をし思ひ衣着れば母思ふべし僧ながらも
產土の神と神との神議に結び給ひし夫婦の縁ぞ
產土の神心よし產子らが背むけても恵ます見れば
雨あられ雪や水も産土の人を憐む涙なるらめ
飛ぶ雲も鳴る雷も産土の神の聲ぞも神の像ぞも
產土の惠の露に染められて花も紅葉も色に出らし
產土の罰中りぬと人皆に指なさゝれそ吾黨の子等

産土の神像よく見よ金も木も土も水火も其の中に入り
音に聞き眼に見る物等悉に産土神の神身にこそあれ
産土の神隨なる國士に在さる地なし鳥鳴かる里はありとも
敷島のやまとにはあらぬ西戎國も産土神の不^レ在なし
年に日に積る寶も產土の御骨血鹽にあらざるはなし
雨ふらぬ國はありとも產土の恩賴ぞ齋け世の人
産土の神の神山に啼く鳥は啼かざる人にまさりたるらし
時々の暑さ寒さも產土の御骨血鹽にあらざるはなし
产土の神の御名をし人問は國津御魂の御子と答へむ
惜むべし产土神は在せれど御名傳へなき百の西戎國
悲しきは彼の西戎國産土の神名傳はらず道も知らなく
人今に产土神の神徳を知り盡すべき時至るべし
产土の神に習ひて頭入の道の柱に立つべき吾れぞ
产土の神は我神世今と後世までと我は賴まむ
敷島のやまとの國を产土の道の御供と出で立つ我は

産土の神の御典を文机の上に演つゝ斎れむ
我は人靈の樂し悲しと活くは其產土のあるにこそ
產土の吾皇神は萬世に靈體守らす神にこそませ
親の親子の子の末も產土の神の恩は盡る時なし
產土の神の稜威を知らずして異しき蕃神仰ぐ世の人
安らげくいかで渡らむ產土の神の幸の世になかりせば
產土の神の心に符ひなば家に實に富み榮えなむ
產土の神の華表は靈と體の不淨を祓ふ門にこそあれ
祈るべき吾神置きて他村の產土の神は祈るべき也
產土の神祈りして其後に天地の神は神前におけ
穀物の秋の初穂は產土の神の御前に捧るものぞ
何神も吾產土の神祭り祭りて後に祭るべきもの
產土の靈招ますか旅人が己が國村慕ふを見れば
旅衣重ねし我も產土の靈思へば涙ぐましも
產土は貴きものかも山人が京見捨てゝ歸るを見れば
產土の靈の露の如くしこそ綾に染けめ百の樹花

家瓢形の雲の上人草野なる蒼生も產土の子ぞ
青雲居なき野の末山の奥山も產土の神坐さるはなし
產土の皇神伏限り產土の神の靈の到らぬは有らじ
獨り行き歸らぬ旅を產土の神の命ぞ誘ひ給へる八十限は無し
善惡しき靈の審判を產土の神の命ぞ誘ひ給へる
たゞ賴め產土神を賴唯め唯今之世も唯未來の世も
千萬に神は坐在、審判を產土の神府は定め給へる
阿彌陀等が甘言雖ば愚かなるこの吾皇神は身守りの神
產土の神達祈り言ふ道こそは產土神の道の本なれ
前世も此世も後世ふ子ふい産神の吾皇神は身守りの神
身を修め家を齊り言ふ道こそは產土神の道の本なれ
前土は眼に見ゆる神產土は耳に聞く神信め世の人
産土の神な忘れそ產土の恩は後の萬世までに
土の神汚れを祓ひ天地の神は諾ひ給ふべき也

明治十八年五月六日

桓武天皇之皇子葛原親王三十四世

平朝臣親德謹詠

六十一年五ヶ月

靈

魂

百

首

大神の眞の道は天地に先立ち成れるものにこそあれ
大神の眞の道は諸神の生始めたる根元にこそあれ
大神の道は美はし天地を鎔造給ひし根元にしあれば
大神の道は貴し日一日も行はれざる未だしもなし
大神の道は恐こし天地の萬の物の出で來る見れば
大神の道あればこそ神も人も千世萬世も生きてこそあれ
大神の道の光によりてこそ天照神も伊照徹世
大神の廣けき道を際限なき大虛の星の數にてぞ知る
天地の道あればこそ諸々の神も神たり人も人たり
神隨なる道こそは後世の末が末まで變らざる道

理

大神の經し緯しの理は萬世經とも違ふ時なし

理は正しきものを棄さむと思ひ謀らふ人の悲しさ
理の其の正しきを得ざるより人の行ひ打ち亂れたり
經緯のその理を得てしまはば神に恥ざる人となるべし
火に燒ず水に溺れぬ大神の理こそは尊かりけれ
獨り立ち獨り行くべき經緯の此の理し神隨なる
事と物に顯はれ出る理の象は綾に奇しかりけり
火に燒ず水に溺れぬ大神の理こそは尊かりけれ
踏分けよ吾が經緯の理は吾大神の敷ませる道
經緯の絲柰れずば織成せる絹伊照むものぞ

德

世の中の有の盡かくなりよの神の神徳と仰げ世人の人
神徳に化育られ行く諸の萬の物は見れど飽ぬかも
春は花秋は紅葉と世の中の遷ろひ行くも神の神徳ぞ
天に坐す神の神徳を知らざれば人に生れし甲斐や無らむ
夢にだに神の神徳をし仰ぎてみれば尊きるかも
天地を動かす神の神徳は限りなし何れの人か算へ盡さむ

生るゝも死るも共に皇神の物を恵ます數にこそあれ
雨ふれば風日が照れば雨大神の物を恵ます驗なりけり
大神の神徳尊し人皆の心の玉は晝夜照せり
神徳を今も委曲に言繼し吾遠つ祖は眞神の子

義

義言義行は大神の教へ給ひし道の大本
青雲の向伏極み築立し神の柱は義心なり
義務つとめずしては自から神罰めます人となるべし
神習へ又神習へ大神のよき義心は朝な夕なに
夜光る珠より光れり大神の義心は朝な夕なに
不義て富を貪ぼる心をば鳥虫のごと神は見まさむ
義心あらずて世にし立つ人の神の罰を受ざるはなし
世の中の公民の寶はし神の授けし義心ぞも
名を惜み身を惜まざる心こそ神の教へし義心なれ

直靈

天地の直らひ巡る蹤を見て神の直靈の直きをぞ知る
天地を直す皇神の御心を受けて生れし人の直靈ぞ
天地の底ひのうらに突立る魂の柱は直靈なるぞも
人皆の直毘の魂は人皆の萬世までの珍の眞寶
其身にし直毘の神の坐す事を知り得て後に人とこそ言はめ
皇神の神子にしあればおのづから神の直靈は腹こもりたり
直靈はし貴きろかも直靈はし貴きろかも神の賜物
直靈はも魂のあるじぞ庫内に齋き祀りて拜め神の子
言直し見直す神の心をし人は心に習ふべきなり

荒
地

國の爲め家の爲めにと身を碎き力つくすぞ荒魂なる
荒魂を伊振起して道の爲めに神子人は相斃るべし
勉むべき道の爲には荒魂を彌進むべし人たる人は
荒魂の魂の柱は天地と共に立つべき嚴の柱ぞ
荒魂の活かざれば世の中の有の事ごと成り果まじも

前世も即今世も後世も覺るは嚴の奇魂ぞも
天地の依合の極み奇魂の伊照到らぬ處しもなし

奇魂

家も身も顧みなくて國の爲め盡す心ぞ幸魂なる
幸魂の全けむ人は國の爲め家の爲めなる底寶主
白金も黃金も珠も幸魂の開出たりし華にこそあらめ
人ならぬ活物すらも子を思ふ幸魂のみは等しかりけり
物。幸ふ魂の無ければ人にして人があらざる人と見るべし
彼れ我れの差別あらざる幸魂の神の眞幸は厚く廣げし
幸々々々は己が幸々蒙ぶるぞ神幸魂の御幸にはある
百々千々に形異れど幸魂の神の神幸の姿とぞ視る
子を思ふ親の心は天地の自然なる幸魂なり
己が身を幸はふ心を本にして人を幸ふは末にし有らし

幸魂

天地の伊行巡らひ離れざる心ぞ神の和魂なる
親の相和ひて天下の政事は突立つものぞ
魂の翔ける鳥の類ひも親魂の神の幸かも相並び行く
君ふと云ひ是と言ふとも和魂の神の見まさば同じけむかも
親も夫婦兄弟も子も友も親魂合ひて立べき道ぞ
和魂の神の御靈ゆ國を治め家を齊ふ法は立つぞも
魂の神の神は虚なかりせば己が乖々人はありなむ
親まじき心そ人の心なる踏な惑ひそ和の和道
刈菰の亂れし世にも和魂の亂れぬ人ぞ功勳は立つ

和魂

天皇の御上思ひて荒魂を突立る人は貴きろかも
善事に彌進むべし荒魂の彌進むべし吾黨の子等
荒魂の伊照輝く重島の日本國は安らげくこそ
道の爲め劍の中に荒魂の立つべき事を夢な忘れそ
荒魂の光は後の世の末の常暗の世も照すべき也

奇魂は常闇の世を照すべき神の玉ぞも琢け世の人
萬事奇魂の神に事議り議りて後に事は爲すべし
奇魂は奇しきものか世の中の心の闇を照すを見れば
天の事國の事知る奇魂の神の活用毎に奇しき
奇魂の奇きを縷に知る時は奇ならぬなし國の物事
奇魂の太きく廣くなりなむと世中人は相勤むべし

去就

神去りて後の行方は八雲立出雲の宮ぞ其初發なる
靈魂の往くも来るも出雲なる大国主の神の神決
眼前に在かるかとすれば後邊に在しが如し靈魂の行道
天地の外にもあらじ天地の内にもあらじ靈魂の在處は
靈魂の行邊いかにと言はむより先づ來し方を神慮るべし
善事を世に施らす靈魂は神の上たる神にこそあれ
善魂を持歸りなば幽世の吾大神は愛しく見まさむ

惡魂は既に我知り然後に幽世の神討罰めます
幽世の神の賜ひし靈魂に疵をなつけそ天下人

四

非
實

九月廿日晴方照

數

八
島
津
安
太

四丁目

周防國田布施局區內石城山
神道天行居

天行

405
245

格神講講員證

神道天行居

石城山道場修齋會御參加の折には此の『講員證』を『格神講傳書』と共に御持參被下度候

□今回新たに格神講加入の御方は、此の『講員證』の裏面に自筆にて加入の年月日及び氏名を記入して保存相成度候也。（血縁者の代筆苦しからず候）

終